

工事請負契約の変更理由等

(契約金額の変更を伴うもの)

(発注担当課：下水道施設課)

1 工事名 : 30-3 公共 (壱丁目) 污水管渠築造工事

2 工事場所 : 上尾市大字壱丁目地内外

3 工 種 : 土木一式工事
(建設業法上の28分類)

4 変更契約内容

	変 更 前	変 更 後
工 期	平成30年11月 1日から 平成31年 2月15日まで	平成 一年 一月 一日から 平成 一年 一月 一日まで
契約金額 (税込)	9,018,000円	9,066,600円
工事概要	工事延長 L=88.8m 污水管布設工 (φ200) L=86.1m 組立1号マンホール設置工 3箇所 取付管工 2箇所 付帯工 1式	工事延長 L=—m 污水管布設工 (φ200) L=—m 組立1号マンホール設置工 2箇所 取付管工 一箇所 付帯工 1式 (新規) 組立楕円マンホール設置工 1箇所

5 変更理由

本工事においては、下記の事由により数量の増減が生じるため、変更する。
 ・No.2144-1 組立1号マンホールについて、埋設管 (水道管や雑排水管) との離隔がなく施工上の十分なスペースを確保することが困難であることから、組立楕円マンホールに変更する。

注) 本様式は、全ての変更契約の起案書に添付すること。なお、契約金額が250万円を超える工事で契約金額の変更を伴うものについては、法に基づき公表するので、このファイルを契約検査課に提出すること。